

個人情報ファイル簿（単票）

令和8年5月1日作成

1	個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
2	実施機関の名称	えりも町長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課年金係	
4	個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務を行うため	
5	記録項目	1 基礎年金番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 年金加入履歴、7 付加年金履歴、8 免除・猶予履歴、9 所得状況、10 進達日、11 国民年金関係届申出履歴、12 死亡日、13 転出日、14 世帯状況、15 個人番号	
6	記録範囲	国民年金加入者及び国民年金加入者であった者	
7	記録情報の収集方法	各種届出書（資格取得、免除等）、社会保険事務所から提供された資料	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）町民生活課	
		（所在地）〒058-0292 北海道幌泉郡えりも町字本町 206 番地	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	記録情報に条例配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
19	備考	-	